

平成27年12月議会

議案説明 補足資料

目 次

- | | |
|--|-------|
| ○ ワーク・ライフ・バランス推進事業費の補正について | … 1 頁 |
| ○ 福岡市総合体育館について | … 2 頁 |
| ○ 香椎副都心公共施設新築工事, 電気設備工事及び
空気調和設備工事請負契約の一部変更について | … 3 頁 |

ワーク・ライフ・バランス推進事業費の補正について

1 補正予算額 5,000千円（国庫補助 5,000千円）

2 補正予算の内容

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定（平成27年8月制定）を機に、企業における女性活躍や働き方の見直しを進めるため、「ふくおか“働き方NEXT”プロジェクト」を実施する。

〈プロジェクトの概要〉

(1) 「働き方改革」への機運醸成

企業の経営者・管理職や人事労務担当者を対象にした「働き方改革」をテーマとしたフォーラムを開催する等により、働き方の見直しへの機運の醸成を図る。

【概要】◆「ふくおか“働き方NEXT”フォーラム」の開催

〈時期〉 平成28年2月～3月ごろ

〈対象〉 企業の経営者・管理職及び人事労務担当

◆広報啓発 フォーラムの様子などについて広報することにより、働き方改革の重要性について広く周知を図る。

(2) 女性活躍事業主行動計画策定の支援

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において「事業主行動計画」の策定と公表が義務付けられた。

本市では独自に、計画策定が努力義務となっている従業員300人以下の中小企業を対象に、計画策定をサポートするセミナーを開催し、市全体で女性活躍が推進されるよう支援していく。

【概要】◆事業主行動計画策定セミナーの開催

〈時期〉 平成28年2月～3月頃

〈対象〉 従業員規模300人以下の市内中小企業

※5回開催予定

《参考》女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（27年8月成立）

【目的】自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとして、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

【計画策定等】従業員が301人以上の企業に対し、女性管理職比率や労働時間の状況等、女性活躍や働き方に関する状況を把握・分析したうえで、定量的目標や取組などを策定し、公表するもの。国や自治体、従業員301人以上の企業に計画策定と公表を義務付けている。（※300人以下の企業は努力義務）

福岡市総合体育館について

1 施設の要求水準

項目	内容
メインアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3,105 m² (45m×69m) 以上 ・ 総観客席数 5,000 席以上 <ul style="list-style-type: none"> 1 階可動観客席 1,800 席以上 2 階観客席 3,000 席以上
サブアリーナ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,728 m² (36m×48m) 以上 ・ 2 階観客席 700 席以上
武道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道 2 面、剣道 2 面の公式試合場を同時に設置、単独使用の場合は最大で 4 面の公式試合場を設置 ・ 観客席 200 席以上
弓道場	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近的射場 10 人立ち以上 ・ 観客席 100 席以上
スポーツ活動諸室	トレーニング室, 健康・体力相談室, 体力測定室, 多目的室, キッズルーム, ジョギングコース 等
その他諸室	研修・会議室, 談話スペース 等
駐車場	500 台以上

2 事業の経緯

日程	内容
平成 26 年 9 月	実施方針 (案) 等について第 1 委員会に報告
平成 27 年 2 月	用地取得費の補正予算案の議決 利用料金等について第 1 委員会に報告
平成 27 年 3 月	債務負担行為の予算案について議決
平成 27 年 6 月	土地の取得について第 1 委員会に報告

3 今後のスケジュール (予定)

日程	内容
平成 28 年 2 月	事業契約議案, 指定管理者の指定議案の提出
事業契約締結日 ～平成 30 年 9 月	設計・建設期間
平成 30 年 10 月 ～平成 30 年 11 月	開業準備期間
平成 30 年 12 月	供用開始
平成 30 年 12 月 ～平成 46 年 3 月	運営・維持管理期間

香椎副都心公共施設新築工事，電気設備工事及び空気調和設備工事

請負契約の一部変更について

1. 経緯及び工期の延長期間

平成26年9月に着工した香椎副都心公共施設新築工事において、地盤を改良する工事を行っていたところ、平成27年4月に地中支障物が発見されたため、撤去工事を行い、工事期間として20日間を要している。

12月議会に工事請負契約の一部変更をお願いする理由は、10月まで実施した施設全体の基礎工事において、地中支障物が他にないことが確認されたことにより、工期の延長期間や撤去費用が確定したことによるものである。

2. 地中支障物について

現況地盤から約3.0mの地中に、縦4.0m，横3.5m，厚さ0.8m程度のコンクリートの塊が発見された。



○クレーンによる撤去作業



○砕いて撤去した地中支障物の一部

3. 費用

工事件名	金額(円)
香椎副都心公共施設新築工事	9,072,000
香椎副都心公共施設電気設備工事	554,040
香椎副都心公共施設空気調和設備工事	427,680
合計	10,053,720

※電気設備工事及び空気調和設備工事においては、新築工事の工期の延長に伴い、変更を行うもの。

※撤去費用における売主の責任の有無については、現在、関係局と協議を行いながら検討しているところである。